

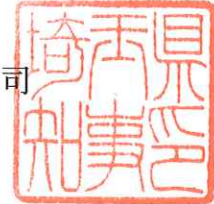
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都世田谷区瀬田四丁目29番14号

氏名 東邦ビルト 株式会社  
代表取締役 飯田 秀二  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成22年9月8日

許可の有効年月日 平成27年9月7日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く：燃え殻

汚泥

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類 (\*【石綿含有産業廃棄物は、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)及び廃容器包装(有害物質又は有機性の物質が混入し又は付着した固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要となったもの。以下同じ。)を除く。】)

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず

(\*【石綿含有産業廃棄物は、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード及び廃容器包装を除く。】)

鋳さい

がれき類(\*)

ばいじん

以上15種類

※1 自動車等破砕物等は安定型産業廃棄物としての処理は行わないこと。

※2 営業の範囲は、さいたま市及び川越市を除く埼玉県の区域とする。

※3 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成22年9月8日	指令産廃第7-309号	新規許可
	以下余白	

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無